

2019年9月吉日

会員の皆様へ

株式会社 豊和
パルススポーツクラブ6・3 支配人 杉浦崇雄

消費税率の改正に伴う弊社の対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月より、消費税率が現在の8%から10%に引き上げられることとなりました。2019年10月以降該当する消費税をお客様にご負担いただくこととなります。以下に、弊社の対応を記しますので、何卒ご理解を賜りますようお願い致します。

■基本方針

消費税率引き上げの趣旨に沿い、適正に税額を預かり納付することと致します。

■月会費、休会料、登録料について

2019年9月分の月会費、休会料(2019年8月26日引き落とし予定分)までは **8%**

2019年10月分の月会費、休会料(2019年9月26日引き落とし予定分)からは **10%**

例) レギュラー会員の場合

9月まで【月会費: ¥10,800 休会料: ¥1,080】 → 10月より【月会費: ¥11,000 休会料: ¥1,100】

※その他費用(違約金等)に関しましても充当月(サービス開始月)により消費税率が変わります。

※月会費または個人契約ロッカーの年間一括支払いの方は差額分を頂戴いたします。

金額につきましては契約時期によって異なりますので別紙でご案内致します。

2019年10月度以降に入会の場合は、手続きの日時に関わらず、登録料は税率10%(¥3,300)の適用となります。

■店舗販売商品・有料サービス

10月1日より**10%**の新消費税率に変更となります。

※有料サービスに関しましては、ご利用される時点での税率適応となります。

例) 10月に開催されるイベントの場合

9月中のお支払いでも税率 10%

※軽減税率の導入に伴い、店内飲食物(軽食、パン、飲み物等)をご購入の際には、店内でお召し上がりになるか、お持ち帰りになるかの確認をさせていただきます。

店内でのお召し上がりの場合: 税率 10% お持ち帰りの場合: 税率 8%

※水素水の契約に関しましては8%のままとなります。

その他、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

パルススポーツクラブ6・3
TEL (0563)57-8063